

コメントの概要及びコメントに対する考え方(反社会的勢力による被害の防止関連)

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
1	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-1-2-1 (1) ⑥、(2) ⑫ 【中小・地域】 Ⅱ-1-2(1)⑥、(2) ⑫	<p>基本方針決定や体制整備等の内部統制システムの整備は取締役会が決定することであり、取締役に委任することはできない(会社法第362条の4等)。また、有効性の検証や執行状況の検証は代表取締役ではなく、取締役の監督義務である。</p> <p>このため、以下のとおり見直すべきである。</p> <p>⑥代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を排除していくことが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の内容を踏まえ、<u>取締役会で決定された基本方針を明確に示し、行内外に宣言しているか。</u></p> <p>また、代表取締役は、<u>取締役会で決定された基本方針を実現するための体制の整備、従業員の安全確保等の必要な態勢を構築しているか。取締役及び取締役会は定期的にその有効性を検証しているか。</u></p> <p>⑫取締役会は、業務の適切性を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付け、<u>基本方針を決定し、また、必要な体制整備を行っているか。</u></p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正致します。</p> <p>⑥代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を排除していくことが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅲ-1-2において「<u>政府指針</u>」という。)の内容を踏まえて<u>取締役会で決定された基本方針を行内外に宣言しているか。</u></p> <p>⑫取締役会は、<u>政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。</u></p>	預金保険機構
2	主要行	Ⅲ-1-2-2(1)⑦、 (3)⑦	<p>基本方針決定や体制整備等の内部統制システムの整備は取締役会が決定することであり、取締役に委任することはできない(会社法第362条の4等)。また、有効性の検証や執行状況の検証は代表取締役ではなく、取締役の監督義務である。</p> <p>このため、以下のとおり見直すべきである。</p> <p>⑦取締役会は、業務の適切性を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付け、<u>基本方針を決定し、また、必要な体制整備を行っているか。</u></p> <p>⑦執行役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を排除していくことが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事申合せ)の内容を踏まえ、<u>取締役会で決定された基本方針を明確に示し、行内外に宣言しているか。</u></p> <p>また、執行役は、<u>取締役会で決定された基本方針を実現するための体制の整備、従業員の安全確保等の必要な態勢を構築しているか。取締役及び取締役会は定期的にその有効性を検証しているか。</u></p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正致します。</p> <p>⑦取締役会は、<u>政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。</u></p> <p>⑦執行役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を排除していくことが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、<u>政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を行内外に宣言しているか。</u></p>	預金保険機構

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
3	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-1-2-1(1)⑥ 【中小・地域】 Ⅱ-1-2(1)⑥	「『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について』の内容を踏まえた基本方針を明確に示し、行内外に宣言しているか」に関しては「内部統制システム」に明確に位置付けたうえで、対外公表する必要があるとの主旨と考えるが、「対外公表」の方法、程度について、どのようなレベルでの対応が求められるのか、例示を示していただきたい。	金融機関としての姿勢が明確に現れているものであれば形式は問われませんが、社外向けのものであれば、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページ上のトップページでの公表等が考えられます。また、社内向けのものと社外向けのものは、必ずしも同じものである必要はありません。	全国銀行協会
4	中小・ 地域	Ⅱ-1-2(1)⑥	「代表取締役は、～基本方針を明確に示し、行内外に宣言しているか」とあるが、行外に宣言する方法としてどのような方法を想定しているのか具体的に例示していただきたい。		第二地方銀行協会
5	金商業	Ⅲ-1(1)①二	「基本方針を明確に示し、社内外に宣言しているか。」とあるが、社内に向けてのものと、社外に向けてのものは同じである必要はないことを確認したい。また、社外に対する基本方針は独立したものである必要はなく、会社全体のビジョンや倫理綱領等の中に、たとえば「反社会的勢力とは、取引を行わない」程度の表現で、反社会的勢力との関係遮断についての宣言が記載されているのみで良いことを確認したい。 (理由) 役員・社員に対しては、より具体的に反社会的勢力との関係遮断について示す必要がある一方、顧客や社会全体に対してあまり細かく表現することは、排除の実務上、その揚げ足を取られる可能性もあり、却って足かせになる可能性があると考えられるため。		日本証券業協会
6	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(2) 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(2)	「反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか」との記載があるが、留意点や、「定期的な有効性の検証」の具体的内容を示していただきたい。	反社会的勢力との関係遮断に関する態勢整備は内部統制システムに位置付けることが重要ですが、「定期的な有効性の検証」は同整備状況の有効性評価のみならず、運用状況の有効性評価を含みます。例えば、対応マニュアルを実態に合わせた形で定期的に更新する、職員への理解を徹底するために研修会を開催する、反社会的勢力による接触があった場合に担当者のみに対応を任せていないか等について、記録や担当者への質問等により検証する、といった内容が考えられます。	全国銀行協会
7	金商業	Ⅲ-1(1)①二	「定期的にその有効性を検証しているか」とありますが、具体的には何を検証すれば良いのか明確ではありません。「適宜見直しを行っているか。」などに変更していただきたい。 (理由) 業務フローについては実効性等を検証することも可能とは思いますが、従業員の安全確保については、確認のすべがないと思われるため。	事業の規模・特性によって検証の対象・方法は異なりますが、「定期的な有効性の検証」は同整備状況の有効性評価のみならず、運用状況の有効性評価を含みます。例えば、対応マニュアルを実態に合わせた形で定期的に更新する、職員への理解を徹底するために研修会を開催する、反社会的勢力による接触があった場合に担当者のみに対応を任せていないか等について、記録や担当者への質問等により検証する、といった内容が考えられます。「定期的な検証」は金融機関等における態勢整備において極めて重要なプロセスであることから、原案通りとさせていただきます。	日本証券業協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
8	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-1-2-1(1)⑥ 【中小・地域】 Ⅱ-1-2(1)⑥	<p>「行内外に宣言した基本方針を実現するための行内体制の整備、従業員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに、定期的にその有効性を検証しているか。」との記載があるが、預金等受入金融機関に係る検査マニュアルには、「定期的にその有効性を検証しているか」との文言は無く、検査マニュアルと平仄が取れていない。検査マニュアルとの平仄を取るよう、調整していただきたい。</p> <p>また、「従業員の安全確保」のための「必要な態勢」について、従業員の安全確保のための警備部署を銀行自ら組織する必要がないことを確認したい。</p>	<p>「定期的な検証」は金融機関における態勢整備において極めて重要なプロセスであり、検査マニュアルにおいても経営陣の役割としてPDCAサイクルを重視しています。</p> <p>本件についても、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト「Ⅰ. 経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況 3. 評価・改善活動」「Ⅱ. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況 1. 管理者の役割・責任(3) 評価・改善活動」において、「定期的な検証」に関する記載を行っていることから、「Ⅲ. 個別の問題点」において直接的な記載がなくても、「法令等遵守態勢のチェックリスト全体」に適用されるものと考えております。したがって、「定期的にその有効性を検証しているか」との文言は、検査マニュアルとの平仄が取れているものと考えております。</p> <p>また、必ずしも銀行自ら従業員を警備するための専門部署を組織することを求めるものではありません。</p>	全国銀行協会
9	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(2) 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(2)	<p>(2)における「反社会的勢力対応部署」とは「金融検査マニュアル」の「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト、Ⅲ. 個別の問題点、3. 反社会的勢力への対応」における「担当部署」と同義という理解でよい。また、(2)①における「担当者」ないし「担当部署」は何らかの定義により使命付けされた特定の担当者/担当部署という意味ではなく、事案毎の担当者/担当部署を指すという理解でよいか確認したい。</p> <p>なお、「金融検査マニュアル」の「担当部署」と同義ということであれば、「主要行等向けの総合的な監督指針」等との間で、用語を統一していただきたい。</p>	<p>本項の「反社会的勢力対応部署」とは「金融検査マニュアル」の「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト、Ⅲ. 個別の問題点、3. 反社会的勢力への対応、③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】」における「担当部署」を包含する概念です。また、「担当者」とは、個別の事案において実際に反社会的勢力に対応する者をいい、「担当部署」とは、前述の「担当者」が所属する部署を指します。</p> <p>用語の統一については、ご意見として伺います。</p>	全国銀行協会
10	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-1-2-1(2)⑬ロ 【中小・地域】 Ⅱ-1-2(2)⑬ロ	<p>監督指針の一部改正(案)では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪関係会議幹事会申合せ)(以下「政府指針」)を引用し、反社会的勢力をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとしている。</p> <p>このため、これに合わせて、各銀行の取締役・執行役の選任プロセス等について、銀行法第7条の2に規定されている適格性(注)が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示に係る記述について、別紙①のとおり見直すべきである。</p> <p>(注)銀行の常務に従事する取締役(委員会等設置会社)にあっては、執行役)は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。</p> <p>ロ. 十分な社会的信用 a. 反社会的行為に関与したことがないか。 b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。)等ではないか、又は暴力団等と密接な関係を有していないか。</p>	<p>この点については、Ⅲ-1-2-1(2)⑬、ロ. 十分な社会的信用「a. 反社会的行為に関与したことがないか」によって排除することができると考えられることから、修正の必要はないものと判断致します。</p>	預金保険機構

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
11	主要行	Ⅲ-1-2-2(3)⑧ロ	<p>監督指針の一部改正（案）では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪関係会議幹事会申合せ）（以下「政府指針」）を引用し、反社会的勢力をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとしている。</p> <p>このため、これに合わせて、各銀行の取締役・執行役の選任プロセス等について、銀行法第7条の2に規定されている適格性（注）が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示に係る記述について、別紙①のとおり見直すべきである。</p> <p>（注）銀行の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。</p> <p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. 反社会的行為に関与したことがないか。</p> <p>b. 暴力団員等ではないか。又は暴力団等と密接な関係を有していないか。</p>	<p>この点については、Ⅲ-1-2-2(3)⑧、ロ. 十分な社会的信用「a. 反社会的行為に関与したことがないか」によって排除することができると考えられることから、修正の必要はないものと判断致します。</p>	預金保険機構
12	主要行 中小	<p>【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-1</p>	<p>「なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。」との記載については、従業員の安全を犠牲にしてでも問題解決に取組むべきとの誤解を生む懸念がある。</p> <p>このため、「なお、反社会的勢力との対応にあたっては従業員の安全確保が最優先課題となるが、従業員の安全が・・・」等と変更する必要があると考える。</p>	<p>反社会的勢力の対応にあたっては従業員の安全確保が最優先課題となるのは当然であり、この点については、例えば、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-4-2着眼点(2)①において「反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか」と記載していることから明らかです。</p>	全国銀行協会
13	主要行 中小	<p>【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-1</p>	<p>「金融機関自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる」との記載があるが、「ステークホルダー」の具体的な内容、範囲を確認したい。</p> <p>また、「顧客等」が反社会的勢力からの被害を受けないために、銀行として「顧客等」に対して何らかの働きかけや、指導を行うことを求めているものではないとの理解でよいか確認したい。</p>	<p>「顧客等の様々なステークホルダー」とは、当該金融機関の株主や取引先企業はもちろんのこと、金融機関の業務が公共性を有することに鑑みると、金融取引に関わる様々な利害関係人が反社会的勢力による不当な要求によって被害を受ける可能性があり、これらも広く含むものとして記載しています。</p> <p>今般の改正において記載する内容は、まずは金融機関自身において反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備を求めるものであり、金融機関から積極的に取引先企業等に対して反社会的勢力との取引排除を求めることを要請するものではありません。</p>	全国銀行協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
14	主要行	Ⅲ-3-1-4-1	<p>反社会的勢力の排除は、本来警察の義務であり、警察が本来の職務を全うすれば当然に社会から排除できるものである。しかるに、警察がその職務を全うせず、常習的に犯罪を行う集団を個々の犯罪において検挙しないため、反社会的勢力がはびこっているのである。ところが、今回のパブリックコメントに付された案を見ると、あたかも、「犯罪に遭わない事が被害者の責任である」とでも言いたいような書き振りであり、全く誤った考えに基づくものである。また、非公式会議である「犯罪対策閣僚会議幹事会」について、申合せの「趣旨を踏まえ」とまで言うのは言い過ぎであり、「参考」程度にすべきである。</p> <p>そこで、「Ⅲ-3-1-4-1意義」の案の第1段落、第2段落を次のように変更することを提案する。</p> <p>「反社会的勢力の排除は、本来警察の義務であり、警察が本来の職務を全うすれば当然に社会から排除できるものである。しかるに、警察がその職務を全うせず、反社会勢力の撲滅ができていない現状を鑑み、反社会勢力による被害の防止のための対策を構築することが金融機関にとって重要である。」「反社会的勢力による被害の防止は、「被害に遭わない事が被害者の責任である」と言えない以上、狭い意味での法令遵守には該当しないものであるが、業務の適切性及び健全性の確保の観点から、広い意味での法令遵守の一環として、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）も参考にして、取り組むべきものである。」</p>	<p>反社会的勢力の排除は、警察庁だけではなく政府全体で取り組むべき課題であり、そのような認識の下「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ、政府指針）が策定され、犯罪対策閣僚会議においても報告されております。政府指針においては、「関係府省においては、今後、企業において、本指針に示す事項が実施され、その実効が上がるよう、普及啓発に努めることとする」とされており、これを受け、改正案において「趣旨を踏まえ」としてあります。</p>	個人
15	主要行	Ⅲ-3-1-4-1（参考）②	<p>「暴力団関係企業」、「総会屋」、「社会運動標榜ゴロ」、「政治活動標榜ゴロ」、「特殊知能暴力集団等」など、反社会的勢力としてとらえられる勢力の類型を、例えば平成16年10月25日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に記載されている定義によるなどの工夫をして、あらかじめ明確にしておくことが望ましい。</p> <p>（理由）</p> <p>反社会的勢力の情報のデータベース化を進めるにあたり、反社会的勢力の概念があいまいなためデータ化に支障があるとの声がある。これについては、平成16年10月25日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」により、警察庁としての一応の定義づけがなされている。そこであげられている定義は、警察が日常の犯罪捜査、暴力団対策法上の認定作業等を通じて把握できた社会的実態に基づくものであるもので、共通認識の基準とすることが混乱防止に役立つと思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、Ⅲ-3-1-4-1意義（参考）②反社会的勢力のとらえ方を「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して…といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）」に修正します。</p>	弁護士

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
16	主要行	Ⅲ-3-1-4-1 (参考) ②	<p>「暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者」については定義がないが、警察庁の組織犯罪対策要綱に定義された以下のものという理解でよいか。</p> <p>①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）</p> <p>②暴力団員（暴力団の構成員をいう。）</p> <p>③暴力団準構成員（暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「準構成員」という。）</p> <p>④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）</p> <p>⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）</p> <p>⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）</p> <p>⑦特殊知能暴力集団等（①から⑥に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）</p>	ご理解のとおりです。	弁護士
17	中小・地域	Ⅱ-3-1-4-1 (参考) ②	「特殊知能暴力集団」について、定義を示していただきたい。	暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。	第二地方銀行協会
18	共通	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 (参考) ②	「反社会的勢力のとりえ方」に関連し、(1)例えば、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業またはその関係者を自らの営業のために関与させた場合、関与させた当事者は「反社会的勢力」と捉えることになるかと理解されるが、そのような理解でよいか。	ご指摘の事例の詳細が分からないため明確な回答はできませんが、関与の程度いかんによっては反社会的勢力と捉えられることもあり得ると考えます。	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
19	共通	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 (参考) ②	「反社会的勢力のとらえ方」に関連し、(2) ここでいう「暴力団関係企業」とは何か。 「組織犯罪対策要綱の制定について」(平成16年10月25日付け警察庁依命通達・乙刑発第18号等、警察庁次長)によれば、「暴力団関係企業」とは、「暴力団員が実質的にその経営に関与している企業準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金、提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう」と定義されているが、監督指針においても同義との理解でよいか。	ご理解のとおりです。	第一東京 弁護士会 民事介入 暴力対策 委員会委員
20	共通	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 (参考) ②	「反社会的勢力のとらえ方」に関連し、(3) ここでいう「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」とは何か。 「組織犯罪対策要綱の制定について」(平成16年10月25日付け警察庁依命通達・乙刑発第18号等、警察庁次長)は、「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」を「社会運動等標ぼうゴロ」とひとまとめにしたうえで、「社会運動若しくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう」と定義しているが、監督指針においても同義との理解でよいか。	ご理解のとおりです。	第一東京 弁護士会 民事介入 暴力対策 委員会委員
21	共通	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 (参考) ②	「反社会的勢力のとらえ方」に関連し、(4) ここでいう「特殊知能暴力集団等」とは何か。 「組織犯罪対策要綱の制定について」(平成16年10月25日付け警察庁依命通達・乙刑発第18号等、警察庁次長)によれば、「特殊知能暴力集団等」とは、「①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながり、を有し構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう」と定義されているが、それと同義との理解でよいか。	ご理解のとおりです。	第一東京 弁護士会 民事介入 暴力対策 委員会委員
22	共通	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 (参考) ②	「反社会的勢力のとらえ方」に関連し、(5) 「法的責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である」とあるが、法的責任を超えた要求を「不当要求」と捉えたうえで、これを行う者を「反社会的勢力」として排除条項の対象とすることを推進すべきであるという理解でよいか。	金融機関にとっての法的責任の範囲を超えた要求は不当要求と考えられますが、これらの不当要求の結果、反社会的勢力と認定された場合には、関係解消等に向けた取組みが必要となります。	第一東京 弁護士会 民事介入 暴力対策 委員会委員
23	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1 (参考) ② 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-1 (参考) ②	反社会的勢力のとらえ方として、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」の記載が参考として明記されているが、反社会的勢力との関係遮断の実効性確保のためには、反社会的勢力に関して具体的な定義等を策定する必要がある。特に行為要件について、より具体化した定義等を策定することが必要であると考えます。	反社会的勢力はその形態が多様であり、社会情勢等に応じて変化し得ることから、あらかじめ限定的に定義することは性質上そぐわないと考えます。本項の「反社会的勢力のとらえ方」を参考に、各金融機関で実態を踏まえて判断する必要があると考えます。	全国銀行 協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
24	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-1（参考）② 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-1（参考）②	「・・・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団」とあるが、粉飾、脱税、談合等、単なる経済犯罪事案のみでは反社会的勢力と規定する必要はないとの理解でよいか確認したい。 同様に「暴力的な要求行為」や「法的な責任を超えた不当な要求」を行う者について、当該行為をもって一律に反社会的勢力とするのではなく、内容を踏まえ、「反社会的勢力に該当するか否か」を銀行として判断することでよいか確認したい。 また、「社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団」の具体的な定義・具体例を明示していただきたい。	反社会的勢力をとらえるにあたっては、属性要件のみならず行為要件も考慮し、総合的に判断することが適当であると考えます。したがって、ご指摘の経済犯罪者や「暴力的な要求行為」、「法的な責任を超えた不当な要求」を行う者が直ちに反社会的勢力となるわけではありませんが、当該事由が反社会的勢力を判断する1つの要素にはなり得るとは考えます。 社会運動標榜ゴロ等の定義・具体例は、平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」を参照ください。	全国銀行協会
25	主要行	Ⅲ-3-1-4-1（参考）②	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-4-1②の「反社会的勢力」を捉える際には、「暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者」（以下「暴力団等」という。）だけでなく、①暴力団等が当該法人、団体の経営に関与している場合、②当該法人、団体の主な株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している場合、③当該法人、団体の主な株主が意図して暴力団等と交流を持っている場合等も考慮すべきと考える。	ご理解のとおりです。本項で挙げている例示だけではなく、反社会的勢力をとらえるに際しては、属性要件のみならず行為要件を考慮したうえ、実態を踏まえて総合的に判断することが重要です。	弁護士
26	主要行	Ⅲ-3-1-4-1（参考）②	行為要件の「法的な責任を超えた不当な要求」には、たとえば、「銀行で行員の対応が失礼だから支店長を出せと怒鳴る頑固親父のような人」は入らないという理解でよいか。	ご指摘の事例の詳細が分かりませんので反社会的勢力に該当するか明確に回答することは困難ですが、反社会的勢力をとらえるにあたっては、属性要件のみならず行為要件も考慮し、実態を踏まえて総合的に判断することが適当であると考えます。	弁護士
27	主要行 中小	Ⅲ-3-1-4-1（参考）②	反社会的勢力の定義の説明については、政府指針を引用し、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」としているが、もう少しわかりやすく記載すべきである。	反社会的勢力のとらえ方については、政府指針と同趣旨です。なお、平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」も参照ください。	預金保険機構
28	金商業	Ⅲ-2-11(1)（参考）②	「反社会的勢力」をとらえる見方として、「法的な責任を超えた不当な要求」が挙げられているが、適用される範囲が漠然としており、どのような行為や表現が本規定に該当するのか具体例を示していただきたい。 （理由） 一般投資家においても値下がり時等には苦情とともに営業担当者や業者に対する金銭要求と取れる言葉や罵言雑言を発することもあるため。	業種によって具体的な行為態様は異なりますが、例えば、銀行業であれば、威迫等により他の一般的な顧客より低い金利での貸出を要求する、金融商品取引業であれば、威迫等により法律で認められる範囲を超えた損失補てんを要求する等が考えられます。	日本証券業協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
29	金商業	Ⅲ-2-11(1) (参考) ②	反社会的勢力の定義において、「行為要件」については削除していただきたい。 (理由) 属性要件が該当すれば行為要件に該当しなくても反社会的勢力であり、また、一過的な不当要求やクレーム行為をした一般顧客を反社会的勢力ということはできないと思われるため。	反社会的勢力をとらえるにあたっては、属性要件のみならず行為要件も考慮し、総合的に判断することが適当であると考えます。したがって、ご指摘の一過的な不当要求やクレーム行為を行った顧客が直ちに反社会的勢力となるわけではありませんが、当該事由が反社会的勢力を判断する1つの要素にはなり得ると考えます。	日本証券業協会
30	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)	「反社会的勢力とは一切の関係をもちず云々」とあるが、暴力団員が普通預金の開設を求めた場合などにはどう考えるか。一切の関係をもちないとなれば、普通預金の開設を謝絶することになるが、反面、憲法が保障する「健康で文化的な生活」を考えた場合、普通預金はすでに社会インフラの一部であり、各種公共料金の支払いや、給料などの受け取りなども普通預金なしでは非常な不便が発生するものであり、果たして、監督指針としてこのようなことを国が全金融機関に指示する場合、合憲性の問題が発生するが、その点をどのように考えるか。また、銀行窓口での暴力団員による納税、公共料金の支払い、振込み、などもどのように考えるか。	今般の改正は、口座の開設等について、例えば、口座の利用が個人の日常生活に必要な範囲内である等、反社会的勢力を不当に利するものではないと合理的に判断される場合にまで、一律に排除を求める趣旨ではありません。もっとも、口座開設の場合には、金融機関において、開設後属性等に応じた適切なモニタリングを行い、反社会的勢力を不当に利するものであることが判明した時点で、速やかに疑わしい取引の届出等の対応を行うとともに関係解消に向けた措置を講じる必要があり、そのための態勢整備を行うことが重要と考えております。	個人
31	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2	冒頭で「反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。」との記載がある一方、(1)において、「反社会的勢力とは一切の関係をもちず、・・・」といった記載がある。 反社会的勢力との関係遮断の必要性は言うまでもないが、反社会的勢力が利するような取引でないものまで一律に遮断するのではなく、冒頭に記載されているとおり、個々の取引状況等で判断することでよいか確認したい。		全国銀行協会
32	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1) ③	③に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合の対処方法が記載されているが、硬直的、教条的過ぎて、合理的な対処が出来ないのではないかと思われる。例えば、融資の話が進み、既に相手方が合理的な期待を有するに至った場合、単に相手方が反社会的勢力の一員であるという理由だけで融資を断ることは不法行為となる可能性が高い。次のように変更することを提案する。 「③相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、弁護士等に相談し、法令遵守を堅持した対応を行うこと。」	Ⅲ-3-1-4-2において、「反社会的勢力との関係を…、個々の取引状況等を考慮しつつ、…留意することとする。」と記載しており、硬直的・教条的過ぎるとのご指摘は、当たらないものと考えます。	個人
33	中小・地域	全般	反社会的勢力との関係を遮断するための取組みについては、事業の特性、規模に応じて可能な範囲で必要な対応をしていくことで良いか。	各金融機関においては「Ⅱ-3-1-4-1 意義」で記載した社会的要請等も踏まえ、反社会的勢力を金融取引から排除していくための取組みが求められるものと考えます。このような観点から、金融機関においては、事業の特性等に応じ、反社会的勢力との関係遮断に向けた必要な態勢整備を行うことが重要と考えます。	全国労働金庫協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
34	信託	3-5-9(2)①	「反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、…取組みを行うこととしているか。」との記載があるが、様々なケースが想定されるため、「個々の取引状況等を考慮しつつ」、必ずしも一律の対応を求めるものではないとの認識でよいか。	ご理解のとおりです。 なお、No.30を参照ください。	信託協会
35	保険	Ⅱ-3-8-2	監督指針（案）で求められている反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備については、今後、計画性をもって当該態勢の構築を進めていくことが求められているものであるが、「主な着眼点」で例示として掲げられている各項目について、現時点で必ずしも全て一律に対応を完了していることが求められているわけではないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。	生命保険協会
36	保険	Ⅱ-3-8-2(1)	「反社会的勢力とは一切の関係をもたず」を「法令等による場合及び保険契約の義務を履行する場合を除き、反社会的勢力とは一切の関係をもたず」に修正してほしい。	保険契約が全く反社会的勢力に資金源として利用されないとも言い切れないことから、本項で除外規定を設けることは適当ではないと考えます。なお、今般の改正は、政府指針のパブリックコメント回答においても「反社会的勢力との関係遮断を理由として正当な要求までも拒否することはできない」とされているように、実態を踏まえた判断が必要であるものの、反社会的勢力を不当に利するものではないと合理的に判断される場合まで、一律に排除を求める趣旨ではありません。	外国損害保険協会
37	保険	Ⅱ-3-8-2(1)①	「反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること」を「必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること」に修正してほしい。	「事前審査の実施」についても、取引先が反社会的勢力になることを未然に防ぐことに効果的であると考えます。なお、今般の改正において「Ⅱ-3-8-1 意義」において記載した社会的要請等も踏まえ、反社会的勢力を金融取引から排除していくための取組みが求められるものと考えます。このような観点から、金融機関においては、事業の特性等に応じ、反社会的勢力との関係遮断に向けた必要な態勢整備を行うことが重要と考えます。	外国損害保険協会
38	保険	Ⅱ-3-8-2(1)③	「いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと」を「いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、保険契約の義務を履行する場合を除き資金提供を行わず、また不適切・異例な取引を行わないこと」に修正してほしい。	保険契約が全く反社会的勢力に資金源として利用されないとも言い切れないことから、本項で除外規定を設けることは適当ではないと考えます。なお、今般の改正は、政府指針のパブリックコメント回答においても「反社会的勢力との関係遮断を理由として正当な要求までも拒否することはできない」とされているように、実態を踏まえた判断が必要であるものの、反社会的勢力を不当に利するものではないと合理的に判断される場合まで、一律に排除を求める趣旨ではありません。	外国損害保険協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
39	保険	Ⅱ-3-8-2(1)③	<p>Ⅱ-3-8-2(1)③について 「反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと」とあるが、6月19日政府指針2(2)の三番目の○は、「相手方が反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する」としており、表現に後退が見られる。資金提供や不適切・異例な取引を行うべきでないことは、相手が反社会的勢力であるか否かを問わず当然要求される事項であり、本改訂によって改めて確認する意義が乏しい。本項では、6月19日政府指針の記載のとおり、「疑いが生じた時点で」「速やかに関係を解消」することを明確に要求すべきであると考えがどうか。</p>	<p>反社会的勢力であるとして関係を遮断されることは当事者にとって重大な不利益であるため、反社会的勢力であることを認定するにあたっては慎重な判断作業が要求されます。反社会的勢力であるとの疑いには濃淡があるところ、改正案は、反社会的勢力であることの疑いが生じた時点で調査を開始し、それが判明した場合には資金提供等を行うべきではないということを明確にする趣旨で規定しております。</p>	第一東京 弁護士会 民事介入 暴力対策 委員会委員
40	保険	全般	<p>改正案にある表現については、社会通念に照らしてその意味を判断することが適当であり、例えば、「取引を含めた一切の関係遮断」の「取引」や「関係」とは、不要な物のレンタル・リース契約や不要な雑誌の講読等を含むのはもちろんであるが、他方、保険契約については、保険の有する公共性等の観点から、社会通念に照らし保険業法の目的に適用場合など、必ずしも一律に否定されるというものではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	生命保険 協会
41	保険	全般	<p>反社会的勢力との関係を遮断していくことは、反社会的勢力が不当に得る資金を遮断し、最終的には社会から排除されていくことにつながるものである。 改正案に示されているとおり、保険会社においては、反社会的勢力を排除するための取組を推進していくことは極めて重要であると認識しており、不当な保険金請求には断固として応じないなどの取組を行っているところである。 一方、損害保険は、実損の填補や被害者救済などの機能を有し、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する重要な役割を担っているものであり、このような保険業法の目的に適用場合など、必ずしも一律に関係遮断の対象とされるものではないと理解してよいか。 また、改正案に示された各項目については、現時点で必ずしも全て一律に対応を完了していることが求められているわけではないが、今後、態勢整備等を進めていくことが求められているものとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	日本損害 保険協会
42	金商業	全般	<p>“反社会的勢力”に該当するかどうかは最終的に業者の判断に依ることとなると理解していますが、顧客または取引先が“反社会的勢力”であることに気がつかなかったとしても、ただちに本監督指針に反するものではないことを確認したい。 (理由) “反社会的勢力”の多くは社会的に周知されているものではないため、管理態勢を構築しても、見落としは発生してしまうことが予見されるため。</p>	<p>Ⅲ-2-11(2)①において、「反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であると知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう…」と記載しております。</p>	日本証券 業協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
43	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)①	<p>改正案Ⅲ-3-1-4-2 主な着眼点(1)には以下の記載がある。</p> <p>① 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。</p> <p>② 定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の管理を適切に行うこと。</p> <p>③ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。</p> <p>上記①の「必要に応じて」を削除すべきである。</p> <p>(理由) 指針では、「必要に応じて」との限定は付されていないものであり、むしろ特段の事情がない限り、暴力団排除条項を導入することとすべきである。</p> <p>なお、融資取引のように、融資実行後に、顧客側だけに義務が残る取引については、期限の利益喪失の請求喪失事由に位置づけることが考えられる(無論、正常弁済をしている債務者について期限の利益を喪失させることにより、全額の返済を得られなくなるなど、かえって反社会的勢力を利する結果になるような場合は、暴排条項適用を運用において回避すべきであるとともに、このような顧客との取引に関しては、金融機関の責任において対応することが困難であると考えられるから、政府において、債権譲渡を受けて反社会的勢力に対する融資の回収に対応するなどの措置を検討すべきである。)</p>	<p>契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入は反社会的勢力との関係遮断に対する有効な手段の1つと考えられます。各金融機関においては、「Ⅲ-3-1-4-1 意義」において記載した社会的要請等も踏まえた上で、各契約への当該条項の導入の必要性を適切に判断し、自らの業務の特性等に応じた十分な態勢整備を行っていくことが重要であることから、「必要に応じて」と記載しております。例えば、保険契約における自賠償保険等、契約類型によっては当該条項を導入することが馴染まない契約もあります。</p>	第一東京 弁護士会 民事介入 暴力対策 委員会委員
44	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)①	<p>暴力団排除条項の導入に関する取引約款の改訂が、既存顧客に対しても有効であることを明言すべきである。</p> <p>(理由) 取引約款に暴力団排除条項を導入しても、既存顧客である反社会的勢力を排除できないのであれば、実効性の乏しいものになる。</p> <p>少なくとも、取引約款が顧客の元に送付されれば、明示の同意がなくても、改訂後の取引約款により、反社会的勢力との取引を終了させることができることを明言しなければ、各金融機関において、排除することが困難であると考えます。</p> <p>この点は、反社会的勢力排除の必要性があることは、顧客全般に対する金融機関としての義務であり、約款改訂の合理性・必要性が認められること、少なくとも改訂後の約款が到達すればその改訂に異議を述べない以上、約款の内容に合意したと推定することができること等から、説明可能な事項であると考えます。</p>	<p>契約の法的効果を監督指針に記載することは適当ではないと考えます。</p>	第一東京 弁護士会 民事介入 暴力対策 委員会委員

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
45	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(1)① 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(1)①	「反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施」および「必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入」との記載については、銀行における全ての取引類型を対象としたものではなく、各行における行内体制の整備がなされていない状況で一律に導入を求めるものではないとの理解でよいか確認したい。 なお、暴力団排除条項は、反社会的勢力との関係遮断の取組みにおいて、重要なツールであり、業界全体で同時並行的に導入を進めることが関係遮断に向けた取組みの実効性向上に繋がるものとする。	No.43を参照ください。 また、ご意見のとおり業界全体で同時並行的に導入することは有効な取組みであると考えます。	全国銀行協会
46	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)①	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-4-2(1)①においては、「必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する」など反社会的勢力が取引先となることを防止することとされている。 (1)「暴力団排除条項」とは、契約の相手方が暴力団等と判明した場合に契約を直ちに解除することができる条項という理解でよいか。	改正案の「暴力団排除条項」は「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。政府指針）の「暴力団排除条項」と同趣旨です。なお、政府指針脚注には「暴力団を始めとする反社会的勢力」と記載されています。	弁護士
47	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)①	(2)「暴力団排除条項」では狭すぎるのではないかと。「反社会的勢力排除条項」と記載すべきではないかと。		弁護士
48	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)①	(3)ここにおいて、「必要に応じて」とされていることに鑑みると、銀行が締結する契約すべてにかかる暴力団排除条項を導入する必要はないと考えてよいか。	No.43を参照ください。	弁護士
49	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)①	(4) 下記の契約については暴力団排除条項を導入する必要があるか。 ① 銀行取引約款（銀行の消費貸借契約の約款） ② 銀行の預金約款 ③ 銀行代理業委託契約書 ④ 銀行が締結する外部委託契約書 ⑤ 銀行のビジネスマッチング契約書・財務アドバイザー契約書 ⑥ 銀行が当事者となる合併契約書、事業譲渡契約書、分割契約書	契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入は反社会的勢力との関係遮断に対する有効な手段の一つであると考えます。ご指摘の各契約については、いずれも暴力団排除条項の導入の対象となり得るものと考えられ、各金融機関において、「Ⅲ-3-1-4-1 意義」において記載した社会的要請も踏まえた上で、各契約に対する当該条項の導入の必要性を適切に判断し、自らの業務の特性等に応じた態勢整備を行っていくことが重要と考えます。	弁護士
50	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)①	(5) 本改正の施行前に締結した契約については、暴力団排除条項を入れるために契約を変更する必要はないという理解でよいか。	当該規定は、暴力団排除条項の導入及び当該条項を導入した場合の既存契約の変更を一律に求めるものではありません。なお、暴力団排除条項の導入に止まらず、既存契約の変更を行うことは反社会的勢力との関係遮断に非常に効果的な取組みと考えられますが、契約内容を変更する場合には、相手方の同意が必要となる点に留意が必要です。	弁護士

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
51	中小・地域	Ⅱ-3-1-4-2(1)①	契約書あるいは取引約款に暴力団排除条項を導入する場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるように法的に有効な内容(条文)でなければならない。仮に、金融機関の判断で内容(条文)を決めたとしても、その内容(条文)が法的に無効なものであっては意味がないと考える。そのため、暴力団排除条項の具体的な内容(条文)については、関係省庁と調整いただくなど行政主導のもと、法的に有効なものをご教示いただきたい。	金融庁は契約内容の法的有効性を判断する立場にないことをご理解願います。	全国労働金庫協会
52	信託	3-5-9(2)①イ	「必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する」との記載があるが、反社会的勢力との関係を遮断することは言うまでもないが、信託契約においては取引の種類・形態によっては関係者が多数存在すること等もあることから、必ずしも一律の対応を求めるものではないとの認識でよいか。	ご理解のとおりです。	信託協会
53	保険	Ⅱ-3-8-2(1)	(1) Ⅱ-3-8-2(1)にいう「関係」「取引」「取引約款」には、その文理や、6月19日政府指針の趣旨からも、保険契約に基づく法律関係(保険者と、保険契約者・被保険者・受取人・保険料負担者等の間の関係)も当然に含まれると考えるが、その理解でよいか。また、「事前審査」とは、保険契約に加入する前の事前審査を含む趣旨か。それぞれ明確にされたい。	ご理解のとおり、「関係」「取引」「取引約款」には保険契約に基づく関係者も含まれ、「事前審査」とは保険契約に加入する事前審査も含まれます。ただし、保険契約については保険の有する公共性等の観点から、社会通念に照らし保険業法の目的に適う場合など、必ずしも一律に関係遮断が求められるものではありません。	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員
54	保険	Ⅱ-3-8-2(1)	(2) 保険契約も含まれるということになれば、当然、保険約款に暴力団排除条項を導入するなどの約款改訂も保険会社において検討することになると思われるが、旧来の保険約款についても改訂し、全契約者に対して交付する必要があるという理解か。 仮にそのようなことを行ったとして、保険約款変更の有効性には疑義がないという理解でよいか。すなわち、既存約款の重大事由解除規定の包括条項の具体化と考えられるため、不利益変更には該当せず、遡及適用に対する認可を取得できるという理解でよいか。 仮にそのようなことを行ったとして、保険約款変更の有効性には疑義がないという理解でよいか。 不利益変更であるが故に変更部分が無効と解されることはないか。	契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入は反社会的勢力との関係遮断に対する有効な手段の1つであると考えますが、既存契約の変更を一律に求めるものではありません。なお、変更後の保険約款の効力は、原則として変更後の新契約にのみ及び、既契約の当事者間において変更後の約款を適用する合意がなされる等の事情がなければ、既契約に変更後の約款の効力は及ばないことに留意が必要です。	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
55	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(1)②	<p>②に「株主の管理を適切に行うこと」とあるが、これはどういう意味か。 銀行では株式を上場している会社も多いが、株式発行会社による株主の「管理」とは金融商品取引法上、果たして許容されるものであろうか。次のように変更することを提案する。</p> <p>「②定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の把握を行うこと。」</p>	<p>趣旨を明確化させるため、「定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の管理を適切に行うこと」を「定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと」に修正いたします。 また、本項は反社会的勢力と判明した場合に、株式を売却させることまで求める趣旨ではありません。</p>	個人
56	中小・地域	Ⅱ-3-1-4-2(1)②	<p>②の「定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の管理を適切に行う」とあるが、どのような管理を行うことを求めているのかについて示していただきたい。特に、反社会的勢力と判明した場合に、株式を売却させること（＝関係遮断）まで求める趣旨ではないことを確認したい。</p>		第二地方銀行協会
57	金商業	Ⅲ-2-11(2)①口	<p>「定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の管理を適切に行うこと」とありますが、これを「定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の異動状況の把握に努めること」としていただきたい。 (理由) “適切に管理する”が何を指すかは明らかではありませんが、上場会社である以上、株主になられることを拒絶できず、株主になってしまった場合、排除等の対抗手段をとることは困難と思われるため。</p>		日本証券業協会
58	主要行 中小	<p>【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(1)② 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(1)②</p>	<p>「定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の管理を適切に行うこと」との記載があるが、定期的に株主の属性把握を行い、株主の立場を利用しての不当要求へ備えるとの主旨で、株主からの排除を求めたものではないと理解しても良いか確認したい。</p>	ご理解のとおりです。	全国銀行協会
59	主要行 中小	<p>【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(2)② 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(2)②</p>	<p>「株主の属性判断」とあるが、株主は日々変動することから、疑念が生じた場合に属性判断を行えるような体制を整備することを求めているということでもよいか確認したい。</p>	ご理解のとおりです。	全国銀行協会
60	保険	Ⅱ-3-8-2(2)②	<p>(1)「取引先の審査や当該保険会社における株主の属性判断等」とあるが、Ⅱ-3-8-2(1)①の内容から考えた場合、ここには、保険契約締結にあたっての審査も含まれる趣旨であると考えるが、そのような理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
61	保険	Ⅱ-3-8-2(2)②	(2)平成19年6月19日政府指針解説(8)①は、「業界団体ごとに反社会的勢力に関する情報データベースを構築することは、極めて有効な取組」としている。本監督指針は、平成19年6月19日政府指針を踏まえていることからすれば、業界団体(例えば、社団法人生命保険協会・社団法人日本損害保険協会等)は、同団体に有用な反社会的勢力情報データベースを構築し、このデータベースを業界で共有していくことに向けて真摯に取り組むべき義務があるという理解でよいか。	今回の改正案においては、各金融機関におけるデータベースの構築等の態勢整備を着眼点の一つとしていますが、業界団体で共通のデータベースを構築する取組みは非常に有効と考えられますので、各業界で十分検討いただき、取組みされることが期待されます。	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員
62	保険	Ⅱ-3-8-2(2)②	(3)反社会的勢力情報の取得・利用・提供・保有行為は、平成19年6月19日政府指針解説(11)にあるとおり、個人情報保護法その他関連ガイドラインに抵触しないものと考えているが、かかる理解でよいか。	ご理解のとおりです。	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員
63	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(1)③ 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(1)③	「不適切・異例な取引を行わないこと」との記載については、取引の類型だけでなく、取引の内容・条件について言及したものであるなら、どのような取引を想定したものが確認したい。	例えば、他の一般的な顧客ではあり得ないような、特別に便宜等を図る目的で行った取引等が考えられます。	全国銀行協会
64	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(3)① 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(3)①	「反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもとに対応を行うこと」との記載があるが、事案の重要性の軽重や喫緊性にかかわらず、一律に経営陣の指示・関与を求めたものではなく、事案の内容等に応じ、取締役等の経営陣により設置された枠組に基づき適切に対応されているかとの主旨と理解してよいか確認したい。	どの程度の情報を経営陣に報告するかについては、実際に反社会的勢力に直接対応する現場だけの判断ではなく、少なくとも反社会的勢力対応部署において情報を集約・分析した結果、適切なルールに則り、報告の可否を決定する必要があるものと考えます。	全国銀行協会
65	主要行	Ⅲ-3-1-4-1 Ⅲ-3-1-4-2	「Ⅲ-3-1-4-1意義」及び/又は「Ⅲ-3-1-4-2 主な着眼点」の項目において、金融機関における職員等(従業員、パート社員、契約社員等を含む)に対する研修会等の必要性について言及すべきである。 (理由) 各金融機関において、反社会的勢力に対する適切な対応を取り得るかは、最終的には個々の職員等の意識・モラル等が重要となること、適切な研修等の機会が確保されることは、その前提となる。逆説的にいえば、個々の職員等が反社会的勢力に対して徒に怯える必要はないことを理解し、毅然とした対応を取れるようにするためには、勤務する金融機関において適切な体制がとられていることを十分に説明する必要がある、そうした機会を設けてこそ、初めて個々の職員等が安心して日々の業務に邁進できるはずである。	反社会的勢力との関係遮断を的確に実行するためには金融機関における職員等がこれらの意義や対応方法を正確に理解する必要があります。そのため、改正案のⅢ-3-1-4-2(2)③において反社会的勢力対応部署において継続的な研修活動等が行われているかという点を主な着眼点として挙げていますが、これは研修活動等の対象が反社会的勢力対応部署の内部にとどまるものではなく、全ての職員を含む趣旨です。	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
66	主要行	Ⅲ-3-1-4-2(2)	<p>「Ⅲ-3-1-4-2 主な着眼点(2)」にあげられている①ないし③の他に、「普段から定期的に外部専門家を招いて、対応部署と意見交換したり、研修を実施するなどして、構築した被害防止体制の見直し、改善を図っているか。また、部内職員への体制の周知、徹底を図っているか」の一項を加えるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>反社会的勢力による不当要求行為への対応は、事の性質上、企業の内部だけで完結させることが難しいことが多い問題なので、日頃から、内部の研修などだけでなく、外部の第三者と積極的に意思疎通を行い、また第三者の視点を生かした態勢づくりをしていくことが望まれるため。</p> <p>また、反社会的勢力に対する適切な対応は、個々の職員の意識ないしモラルにかかる部分も大きい。</p> <p>この点、個々の職員等が、研修会により、自己の勤務する個々の金融機関において、反社会的勢力からの被害防止の態勢が整備されており、適切な対応が可能であることを知ることにより、はじめて安心して対応できる。それゆえ、実施される研修等についても、単にルーティンに行えばよいのではなく、適切な講師により質の高い研修が行われているかという観点からのチェックが必要と考えられるため。</p>	<p>Ⅲ-3-1-4-2(2)③において「反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。」と記載しております。</p>	弁護士
67	中小・地域	Ⅱ-3-1-4-2(2)②	<p>「反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析する」とあるが、「積極的」とはどの程度のことを指すのか。例えば、金融機関が、報道などをもとに広く一般的な情報の中から、反社会的勢力に関する情報を個別・具体的に特定し網羅的に収集・分析していくことを求めているのであれば、それは不可能である。</p> <p>現在、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月14日付、警察庁暴力団対策部長通達)に基づき、警察・暴力追放運動推進センターから情報提供が行われているが、その情報提供に係る要件や情報の範囲・内容は限定されており、極めて慎重な対応がとられている。それを踏まえれば、現状では、「反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築する体制」、「活用する体制」に関する対応としては、不当要求が発生した際に、その相手方について、警察・暴力追放運動推進センターに照会し、反社会的勢力であることが確認できた場合に初めて、その相手方を反社会的勢力として特定することができ、その情報に限り、一元的に管理し、活用していくところまでが限界である。</p> <p>警察・暴力追放運動推進センターなど行政からの情報提供に基づかない限りは、反社会的勢力の実態が激しく変容し不透明化が進んでいる中において、それ以上の情報を収集・分析し、将来にわたり情報の正確性を維持し管理していくことは不可能である。</p>	<p>反社会的勢力に関する情報を収集・分析するにあたっては、日頃から意識的に情報のアンテナを張り、例えば日常業務に従事する中で知りえた反社会的勢力に関する情報についても放置することなく、反社会的勢力対応部署に報告する体制を構築するといった取組みが重要と考えます。</p> <p>また、反社会的勢力による被害を防止していくためには、不当要求が実際に発生した場合に限らず、不当要求が発生するおそれがある段階でも警察・暴力追放運動推進センターへ確認しデータベースの整備を行うことはもちろん、平時においても可能な限り新聞報道なども注意して幅広く情報の収集・分析を行った上でデータベースの整備を行うなど、より積極的な取組みが期待されます。</p>	全国労働金庫協会
68	金商業	Ⅲ-2-11(2)②ハ	<p>「警察とのパイプを強化し」は削除していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>“パイプの強化”の意味するところ(実際に企業としてできること)は、平素から、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することであり、後続の箇所と内容が重複すると思われるため。</p>	<p>「警察とのパイプを強化し」には、「組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築」することに加え、警察と日常的に情報交換をすること等も含まれるため、原案通りとさせていただきます。</p>	日本証券業協会

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
69	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2(4) 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2(4)	「反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。」との記載があるが、「反社会的勢力対応部署」と「不祥事案を担当する部署」は別々の組織ではなく、同じでも問題ないことを確認したい。	ご理解のとおりです。	全国銀行協会
70	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-2 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-2	反社会的勢力への対応に当たっては、子会社等についても同様に対応すべきであり、そのための管理が必要となる。 このため、主な着眼点の項目の一つ（(5)）として、以下のような文言を加えるべきである。 (5) 子会社等についても同様の措置をとっているか。	反社会的勢力との関係を遮断するための取組みは、あらゆる民間企業に対して求められることであり、子会社等においても対応すべきであるとの点は、ご指摘のとおりと考えております。 しかし、本改正案において提示した着眼点は、あくまで金融機関の業務に応じた態勢整備の留意点を例示したものであるため、本改正案では、子会社等の取組みについては記載しておりません。 もっとも、親会社として、子会社等に対する適切な管理（ガバナンス）が当然に求められ、このことは金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点からも重要であると考えます。	預金保険機構
71	主要行 中小	【主要行】 Ⅲ-3-1-4-3 【中小・地域】 Ⅱ-3-1-4-3	「検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には」との記載があるが、不祥事件等届出書は反社会的勢力との取引について報告するものではない。 「不祥事件等届出書」の記載を削除するか、「不祥事件等届出書による事案について分析等した結果、反社会的勢力との関係を遮断・・・」という表現に修正していただきたい。	不祥事件等届出書は反社会的勢力との取引自体を報告するものではありません。原案でも、誤認される恐れはないと考えられますので、原案通りとさせていただきます。	全国銀行協会
72	主要行	Ⅲ-3-1-4-3	「反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には」とあるが、理論上、法律上、金融機関に求められるのは「反社会的勢力による被害を防止するための態勢」であり、「反社会的勢力との関係を遮断するための態勢」を構築すべきであるとする法令上の根拠はない。このため、次の2箇所の変更を提案する。 ・「反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には」を「反社会的勢力による被害を防止するための態勢に問題があると認められる場合には」に変更する。 ・「反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど」を「反社会的勢力による被害の発生を認識しているにもかかわらず、その被害を警察に届け出ない等、被害の防止に向けた適切な対応が図られないなど」に変更する。	今般の改正において「Ⅲ-3-1-4-1 意義」において記載した社会的要請等も踏まえ、反社会的勢力を金融取引から排除していくための取組みが求められるものと考えます。こうした観点から「反社会的勢力との関係遮断」という記載にしております。	個人

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
73	主要行	VIII-3-1-2(1) VIII-4-2-2 VIII-4-2-2(1) VIII-5-2-1(3)	<p>理論上、法律上、金融機関に求められるのは「反社会的勢力による被害を防止するための態勢」であり、「反社会的勢力との関係を遮断するための態勢」を構築すべきであるとする法令上の根拠はない。また、非公式会議である「犯罪対策閣僚会議幹事会」について、申合せの「趣旨に鑑み」とまで言うのは言い過ぎであり、「参考」程度にすべきである。</p> <p>このため、今回の変更点について次のように提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「VIII-3-1-2(1)」の変更点「及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置」を「及び反社会的勢力による被害を防止するための措置」に改める。 ・「VIII-4-2-2」の変更点「及び反社会的勢力との関係遮断」を「及び反社会的勢力による被害防止」に改める。 ・「VIII-4-2-2(1)」の変更点「又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢」を「又は反社会的勢力による被害を防止するための態勢」に改める。 ・「VIII-5-2-1(3)」の「銀行代理業を委託しようとする者が、反社会勢力であるか、又は反社会的勢力との関係を遮断する措置を取っているものであるかについて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨に鑑み、十分な検討が行われているか。」を、「銀行代理業を委託しようとする者が、反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力による被害を防止するための措置を取っているものであるかについて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）も参考とし、十分な検討が行われているか。」に改める。 	No.72を参照ください。	個人